

消費税法 改正情報

I 高額特定資産について棚卸資産の調整の適用を受けることとなった場合の特例

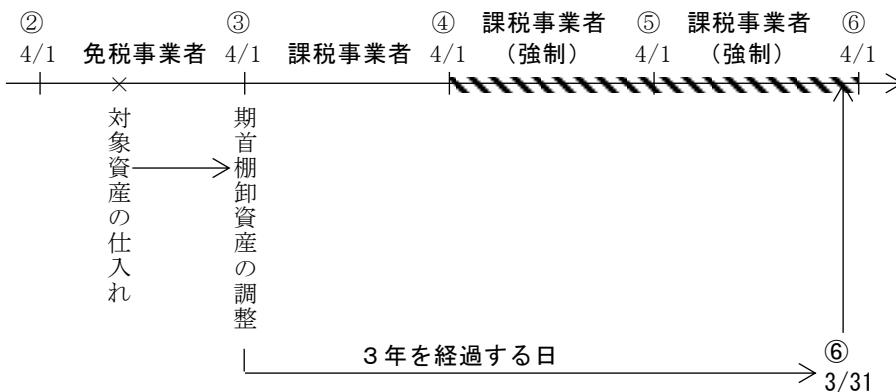
(法12の4②)

(1) 納税義務の免除の特例

事業者が高額特定資産である棚卸資産若しくは課税貨物又は調整対象自己建設高額資産^{*01)}について納税義務が免除されないこととなった場合の棚卸資産に係る消費税額の調整の規定の適用を受けた場合には、この規定の適用を受けた課税期間の翌課税期間からこの規定の適用を受けた課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されません。^{*02)}

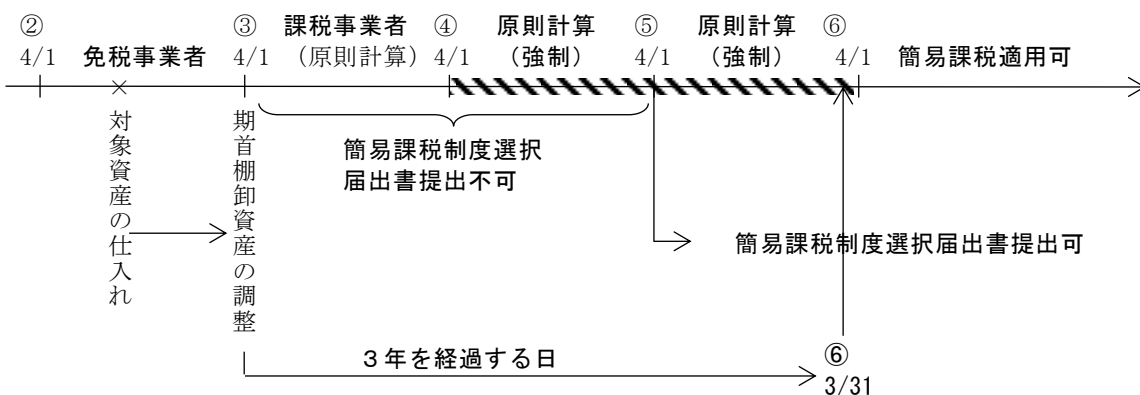
*01) 他の者との契約に基づき、若しくはその事業者の棚卸資産として自ら建設等をした棚卸資産

*02) 基準期間における課税売上高が1,000万円を超える課税期間、課税事業者の選択、前年等の課税売上高の特例、一定の相続、一定の合併、一定の分割等、新設法人、特定新規設立法人の特例並びに高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例の適用を受けている課税期間を除きます。



(2) 簡易課税制度選択届出書の提出制限 (法37③四)

対象事業者	高額特定資産等について棚卸資産の調整措置の適用を受けることとなった事業者
提出期間制限	高額特定資産である棚卸資産若しくは課税貨物又は調整対象自己建設高額資産について棚卸資産の調整措置の適用を受けた課税期間の初日から同日以後3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間



Ⅱ 住宅の貸付けに係る非課税範囲の見直し

住宅（人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分をいいます。）の貸付け（その貸付けに係る契約において人の居住の用に供することが明らかにされている場合（※）に限るものとし、一時的に使用させる場合その他一定の場合を除きます。）は、消費税の非課税取引となります。

（※） その契約においてその貸付けに係る用途が明らかにされていない場合にその貸付け等の状況からみて人の居住の用に供されていることが明らかな場合を含みます*01)。

*01) 契約において貸付けの用途が不明の場合については、その貸付けの状況、例えば、賃借人が個人であるか否かや、建物の転貸の状況、建物の構造や設備などから、人の居住の用に供されていることが明らかかどうかを判断することとなります。